

給付金を装った詐欺にご注意ください！

絶対に教えない！ 渡さない！

●暗証番号 ●通帳 ●マイナンバーカード ●口座番号 ●キャッシュカード

◆上士幌町や総務省などが、ATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◆上士幌町や総務省などが、「特別定額給付金」給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

◆上士幌町や総務省などが、電子メールを送り、URLをクリックして申請などを求めることは、絶対にありません。

※ご自宅や職場などに、上士幌町や総務省などをかかった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、町や最寄の警察署(または警察相談専用電話「#9110」)にご連絡ください。

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、給付金が支給されます。**公務員以外の支給対象者の方は申請不要です。**

給付対象者

令和2年3月31日時点で上士幌町に住民登録されており、令和2年4月分の児童手当受給者(中学校卒業により受給資格を喪失した令和2年3月分の児童手当受給者を含む)
※特例給付(所得制限限度額以上)の方は対象外です。

給付額

対象児童1人につき **1万円**

※児童手当の支給時に、上乘せして支給されます。

支給日

6月17日(水) 予定

【公務員の方は申請が必要です】

所属庁から申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けたいうえで申請してください。

◆申請期間 5月25日(月)～9月25日(金)※土日祝日を除く

◆申請先 上士幌町役場保健福祉課福祉担当窓口(郵送申請可)

◆申請書類
・子育て特別給付金申請書(記名押印または署名が必要)
・支給対象者名義口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

申請受付

5月21日(木)
開始

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

特別定額給付金

緊急事態宣言のもと、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない状況となっています。そのため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を実施します。

支給対象の世帯には、郵送でご案内しています

給付対象者

令和2年4月27日(基準日)時点で上士幌町の住民基本台帳に記録されている全ての方(外国人登録を含む)

- ▶配偶者からの暴力のため避難している方で、事情により基準日以前に上士幌町に住民票を移すことができなかった方は、手続きをしていただく支援措置を受けることができますので、ご相談ください。
- ▶外国人のうち、短期滞在者および不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため対象外となります。

受給権者

世帯主の方

給付額

給付対象者一人につき **10万円**

申請方法

◆申請期間 **5月21日(木)～8月21日(金)**

郵送申請方式	役場から郵送される申請書に振込口座等を記入し、本人確認書類および振込口座がわかるものの写しを添付し、同封の返信用封筒にて投函してください。
オンライン申請方式	マイナンバーカードを使って、マイナポータルサイトの特別定額給付金申請画面に必要な事項を入力、振込口座情報の確認書類をアップロードします。

【臨時窓口】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送またはオンラインによる申請となりますが、やむを得ない事情がある場合は、次の窓口にお越しください。

◆日時 5月21日(木)～6月5日(金) 9時～17時 ※5月30日(土)、31日(日)を除く

◆場所 山村開発センター集会室(大ホール)

◆必要書類
・特別定額給付金申請書(記名押印または署名が必要)
・申請者(世帯主)の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証など)
・振込口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)

コールセンター

◆総務省コールセンター ☎03-5638-5855

※応対時間9:00～18:30(土日祝日を除く)

※お問い合わせは、企画財政課特別定額給付金担当(☎2-4290)まで